

平成28年度 町税等の納期について

科目	軽自動車税	固定資産税	町県民税	国民健康保険税	納期限
納期	1期	4期	4期	8期	
5月	◎	①			5月31日
6月			①		6月30日
7月		②		①	8月1日
8月				②	8月31日
9月			②	③	9月30日
10月		③		④	10月31日
11月			③	⑤	11月30日
12月		④		⑥	12月28日
1月			④	⑦	1月31日
2月				⑧	2月28日

～納税は便利で安心な「口座振替」で～

納税通知書や納税案内にも記載していますが、納期限を過ぎてしまうと、督促手数料・延滞金等が加算される場合があります。納期限までに納入していただきますよう、よろしくお願ひします。

また、納税に関する相談等は、随時受け付けていますので税務会計課までお問い合わせください。

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で、計算違いなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れていたりしている人はいませんか？もう一度確認してください。

税額を少なく申告した人は「修正申告書」を、多く申告したときは「更正の請求」をして正しい税額に訂正しましょう。

また、申告を忘れていたときは、直ちに確定申告をしてください。

【お問い合わせ先】 藤里町税務会計課 税務会計係 ☎ 79-2113

◆◆電力の小売全面自由化に便乗した勧誘に注意◆◆

平成28年4月から、一般家庭でも電気の購入先を自由に選択できる「電力の小売全面自由化」が始まります。それに便乗した悪質な業者の勧誘によるトラブルも多くなることが予想されます。

新たな小売電気事業者と契約する際は、電気料金、解約金など契約解除の制約等をよく理解し、確認することが必要です。

よくわからない話やお金に関わる話は、その場で契約せず、あわてないでしっかり検討しましょう。

◇電力自由化専用ナビダイヤル（経済産業省） ☎ 0570-028-555

◇消費生活相談窓口 県生活センター ☎ 018-835-0999

藤里町町民課 ☎ 0185-79-2113

「教育長」コラム

爽やかな春風と共に、のどかな「里」も、やわらかな春の陽ざしを浴びて目映く輝きはじめました。

近頃「若いお母さん達」にとっても感心した事がありました。今の日本は、バブルの頃と違い、震災に見舞われ、就職活動もままならず、若い世代にとっては生活基盤を築く上で、とても大変な時代だと思っております。ところが、どうしてどうして「創意工夫」に長けていました。

クーポン券をしっかりと利用、出かける時はお弁当持参、すぐ着られなくなるからと、子どもの服は「ママ友」で、お下がり交換、「知恵」を出し合って、生活の見直し、等々。このような、若いお母さん、お父さん達の手には委ねられる「藤里町の前途」は、どんな困難も乗り越えていってくれる、頼もしさを感じました。

教育現場から皆さんに、春風と共に「素敵なお便り」をお届けできたらと思うっております。(浅利)